

仕事と育児



利用できる主な制度

結婚するとき

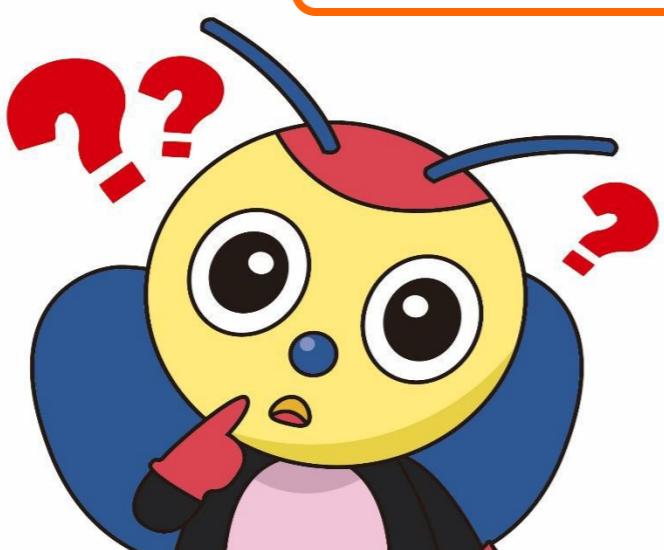
結婚式や新婚旅行などのため、連続する5日以内で特別休暇（有給）が取得できます。

妊娠したとき

出産予定日の6週間前の日（多胎妊娠の場合は14週間前の日）からと、出産後8週間までは特別休暇（有給）が取得できます。

配偶者が出産するとき

出産の立会いなどのため、2日以内で特別休暇（有給）が取得できます。出産予定日の6週間前の日（多胎妊娠の場合は14週間前の日）から出産後8週間の間で、産まれた子や小学生になるまでの子の世話のため、5日以内で特別休暇（有給）も取得できます。



子を出産してからの復職率は100%！

（令和2年4月1日時点）

出産したとき

- ・子が3歳になるまで
育児休業を取得できます。給料は出ませんが、共済組合より、子が1歳になるまでは手当金が支給されます。
- ・小学生になるまで
部分休業の取得または育児短時間勤務ができます。
部分休業は、1日の勤務時間（7時間45分）の前後2時間以内休むことができるものです。
(たとえば、8:30~17:15の勤務で、最初1時間、最後1時間の計2時間休む場合、9:30~16:15の勤務になります。)
育児短時間勤務は、1日3時間55分や4時間55分などいろいろなパターンで勤務できます。
部分休業・育児短時間勤務どちらとも、休んだ時間は給料が支給されません。

その他

- ・子の看護休暇など
入学前の子を看病するため、1年度5日以内で特別休暇（有給）が取得できます。

先輩職員のはなし



〈児童発達支援事業所で働く 中村幸恵先生〉

産休・育休を取得し、復帰するときは、“育児+仕事”だとどうなるの？と不安でした。

2人目の育休後、フルタイムで復帰しましたが、子どもを朝早くに保育園に預けて、仕事が終わってから子どもを迎えると、家に着くのが午後6時過ぎで、子どももよく体調を崩していました。

このまま仕事を続けられるか悩んでいたところ、当時の園長先生が、育児短時間勤務の制度を教えてくださいました。当時、保育士では育休取得後に、短時間で働く先生がいなかったため、不安もありましたが、周りの先生のサポートもあり、制度を利用することになりました。

短時間で働いてみたら、子どもにも時間が割けるし、自分の気持ちにもゆとりができました。



〈英比保育園 古賀野裕巳先生〉

中村先生が、短い時間で復帰されていたので、私も中村先生から復帰前にいろいろとお話しを聴き、部分休業という制度を利用して復帰することにしました。

今年度は2時間休むけど、来年度は1時間休もうというように、徐々に時間を延ばして勤けるのが、よいと思います。

復帰後は、残業や行事が少ない、乳児のクラスに配属していただいたので、仕事面でも、子育てと両立しやすいです。

〈中村先生・古賀野先生〉

仕事と子育て両方を楽しみたかったので、この制度を利用できたことはよかったです。子育て経験のある先輩の先生だけではなく、後輩の先生からも“時間大丈夫ですか？”と声をかけてくれて、職場全体で子育ても応援してくれていると感じ、とてもうれしいです。

現在、周りの先生にフォローしてもらっているので、これから後輩たちが産休・育休をとって復帰した時には、フォローし、働き続けやすい職場にしたいです。